

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	由良町

## 由良町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 由良町 産業振興課  
所在地 和歌山県日高郡由良町里1220-1  
電話番号 0738-65-3850  
FAX番号 0738-65-3857  
メールアドレス sangyou@town.yura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、アナグマ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	由良町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稲	240千円 30a
	野菜類	250千円 5a
	果樹（温州みかん・晩柑）	2,700千円 120a
	計	3,190千円 155a
イノシシ	水稲	177千円 28a
	野菜類	250千円 5a
	果樹（温州みかん・晩柑）	520千円 20a
	計	947千円 53a
ニホンジカ	水稲	160千円 20a
	果樹（温州みかん・晩柑）	1,250千円 50a
	計	1,410千円 70a
アライグマ	野菜類等	被害数値未把握
アナグマ	野菜類等	被害数値未把握
カラス	野菜	20千円 2a
	果樹（温州みかん・晩柑）	430千円 10a
	計	450千円 12a
合計	水稲	577千円 78a
	野菜類	520千円 12a
	果樹（温州みかん・晩柑）	4,900千円 200a
	計	5,997千円 290a

(2) 被害の傾向

果樹の生産が盛んな町内全域において、特にニホンザルが果樹（温州みかん・晩柑）等に甚大な被害を与えており、畑、中、門前、衣奈地区においては、イノシシ、ニホンジカによる水稲への被害が深刻となっています。豚熱が流行した令和3年度においては、イノシシの被害が減少したが一時的なもので、全体的に被害は増加傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ニホンザル	3,190 千円	155a	2,870 千円	140a
イノシシ	947 千円	53a	850 千円	50a
ニホンジカ	1,410 千円	70a	1,270 千円	60a
アライグマ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
カラス	450 千円	12a	400 千円	10a
計	5,997 千円	290a	5,390 千円	260a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会由良分会から推薦のあった会員に対し、有害捕獲を許可（従事者証を交付）し、報奨金制度により捕獲を推奨した。	猟友会由良分会の会員の多くは農業者で、町外からの従事者に大きく依存している。また、高齢化や従事者の減少により担い手育成が緊急の課題である。
防護柵の設置等に関する取組	県、町補助金を活用して侵入防止柵の設置を設置した。また、追い払い花火の研修会を実施するとともに花火を活用した。猟友会由良分会長が、町内の見回り、追い払い活動に従事した。	対応年数が経過した防護柵の修繕、維持管理の負担が増えている。追い払い活動に従事する人材が不足している。
生息環境管理その他の取組	テレメトリー発信機付首輪の活用、樹木の刈り払いによる緩衝帯を設置した。	地域で増加傾向にある耕作放棄地の解消を集落ぐるみで取り組むなど、住民意識の向上が課題である。

(5) 今後の取組方針

被害防止に向けた取り組みとして、地域ぐるみでの進入防止対策、動物駆逐用煙火を活用した有害鳥獣の追い払い等について取り組むことができるよう、意識改革を行っていく必要がある。

また、集落支援員を任用し地域の見回りや追い払いに専従させるとともに、猟友会、県等と連携してより一層の個体数調整を図りたい。

防護柵についても、国庫補助金を活用しながら、県単独事業、町単独事業を活用して、効率的な設置を推進していく。

また狩猟免許補助による新規捕獲従事者の育成に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、猟友会由良分会に所属する、第1種銃猟免許所持者4名、わな猟免許所持者18名のほか、町外在住の猟友会会員(約20名)が積極的な有害鳥獣捕獲活動を行っている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ カラス	免許取得支援(免許取得費用支援) 捕獲体制の強化(担い手育成) 見回りや追い払い活動の強化 (集落支援員の任用)
令和6年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ カラス	免許取得支援(免許取得費用支援) 捕獲体制の強化(担い手育成) 見回りや追い払い活動の強化 (集落支援員の任用)
令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ カラス	免許取得支援(免許取得費用支援) 捕獲体制の強化(担い手育成) 見回りや追い払い活動の強化 (集落支援員の任用)

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。
・ニホンザル：近年の捕獲数では十分に被害防除出来ていないため、群れ捕獲を推進する。
・イノシシ：通年にわたり深刻な被害を受けており、有害捕獲による被害軽減を図る。
・ニホンジカ：通年にわたり深刻な被害を受けており、有害捕獲による被害軽減を図る。
・アライグマ：有害捕獲による捕獲実績を維持し、被害防止を推進する。
・アナグマ：有害捕獲による被害軽減を図る。
・カラス：果樹被害が多く、有害捕獲による被害軽減を図る。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	100	100	100
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ	200	200	200
アライグマ	50	50	50
アナグマ	50	50	50
カラス	50	50	50

捕獲等の取組内容
・ニホンザルによる被害が増加していることから、猟友会由良分会の協力を得ながら、集落支援員を任用し追い払いと有害捕獲活動を行う。
・イノシシ、ニホンジカは、銃器及び箱わな、くくりわなによる有害捕獲活動を実施する。
・アライグマ、アナグマは、小型の箱檻を活用した捕獲活動を実施する。
・カラスは、銃器による捕獲や追い払い活動を実施する。
・動物駆逐用煙火による有害鳥獣の追い払い活動を実施する。
・集落支援員による見回り活動のほか、追い払いや止め差し支援を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効であり、農地周辺に出没する個体を効率的に捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ	ワイヤーメッシュ・トタン・ネット 電柵等 延長 1,500m 受益面積 1.5ha (由良町全域)	ワイヤーメッシュ・トタン・ネット 電柵等 延長 1,500m 受益面積 1.5ha (由良町全域)	ワイヤーメッシュ・トタン・ネット 電柵等 延長 1,500m 受益面積 1.5ha (由良町全域)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ	侵入防護柵の適正な設置・管理の啓発	侵入防護柵の適正な設置・管理の啓発	侵入防護柵の適正な設置・管理の啓発

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

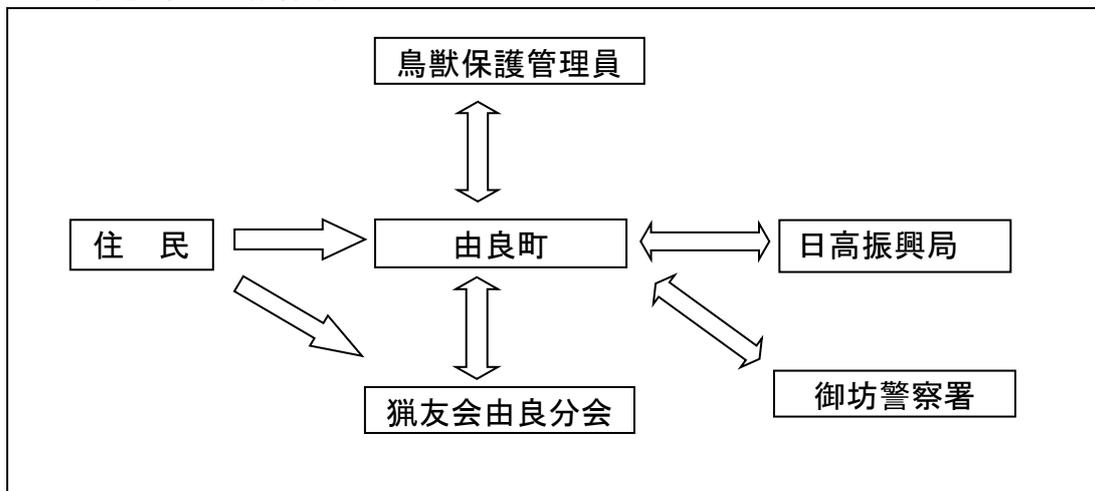
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全て	地域が一体となった、遊休農地・耕作放棄地の刈り払いによる緩衝帯の設置、侵入防止柵等の設置、集落支援員による追い払いを併せて実施する。
令和6年度	全て	地域が一体となった、遊休農地・耕作放棄地の刈り払いによる緩衝帯の設置、侵入防止柵等の設置、集落支援員による追い払いを併せて実施する。
令和7年度	全て	地域が一体となった、遊休農地・耕作放棄地の刈り払いによる緩衝帯の設置、侵入防止柵等の設置、集落支援員による追い払いを併せて実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
由良町	被害の状況確認、捕獲協議、関係機関への連絡
鳥獣保護管理員	被害の状況確認、捕獲協議
猟友会由良分会	捕獲活動
日高振興局 農業水産振興課	被害状況及び捕獲に係る情報共有、助言
御坊警察署	緊急時における活動協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については、持ち帰るか町内火葬場の動物炉において焼却処理を行う。捕獲現場からの運搬が困難な場合など、やむを得ない場合は環境に配慮し影響を与えないように捕獲現場付近で適切に埋設する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特に計画等なし。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

特に計画等なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特に計画等なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	由良町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
由良町	施策の立案、指導、調査等
紀州農業協同組合	施策の実施指導、資材供給等
猟友会由良分会	有害捕獲の実施
由良町農業委員会	農地保全
各地区獣害防止組合	対策の実施、情報の共有

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	共済制度による被害状況の情報提供
鳥獣保護管理員	専門家による情報提供
日高振興局農業水産振興課	施策の実施指導、助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置に向け、前向きに検討を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

由良町鳥獣害防止対策協議会が中心となり被害対策についての検討を行い、実施にあたっては集落や団体と連携し、地域一帯で取り組んでいく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の成果をあげるためには、まず住民が鳥獣害を地域一人ひとりの問題としてとらえ、地域ぐるみで取り組むことが重要であることを認識するとともに、個体数調整である有害捕獲についての必要性についても、十分認識することが必要である。